

廃棄物処理施設における温暖化対策事業（エネルギー対策特会）

2,167百万円（2,117百万円）

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課、廃棄物対策課

1．事業の概要

本事業は、廃棄物処理業を主たる業とする事業者等が行う高効率な廃棄物エネルギー利用施設及び高効率なバイオマスエネルギー利用施設の整備事業（新設、増設又は改造）であって、一定の要件を満たすものについて、これに伴う投資の増加費用に対して補助を行うものである。

また、工場単位でバラバラに行っているごみ発電を複数工場全体で統合管理し、ごみ発電量を最大化(最適化)する「ごみ発電ネットワーク事業」及び廃棄物焼却施設から発生する中低温域の余熱を熱導管によらず需要側の施設に車両で輸送する「熱輸送システム事業」について補助を行うものである。

2．事業計画

（1）補助対象となる事業（一定以上の効率のもの）

- （ア）廃棄物発電施設、バイオマス発電施設整備事業
- （イ）廃棄物熱供給施設、バイオマス熱供給施設整備事業
- （ウ）廃棄物燃料製造施設、バイオマス燃料製造施設整備事業
- （エ）ごみ発電ネットワーク事業
- （オ）熱輸送システム事業

（2）補助額

上記（ア）～（ウ）： 施設の高効率化を図ることにより追加的に生じる施設整備費用（ただし、補助対象となる施設整備費の1/3を限度。）

上記（エ）、（オ）： 補助対象となる施設整備費の1/2を限度。

（3）補助先

民間事業者等（上記（ア）～（ウ）は廃棄物処理業を主たる業とする事業者に限る。）

3．施策の効果

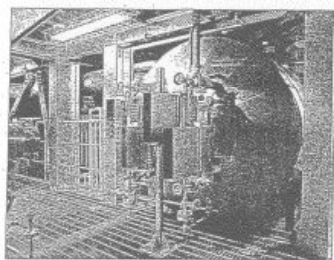
二酸化炭素の排出削減、化石燃料の節減、エネルギーの有効活用

廃棄物処理施設における温暖化対策事業

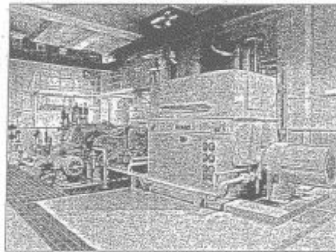
1. 事業の概要

循環型社会形成推進基本法の基本原則に沿って、温暖化対策に資する廃棄物処理施設の整備を促進するため、廃棄物処理業を主たる業とする事業者等が行う高効率な廃棄物発電施設及び高効率なバイオマス利用施設の整備事業（新設、増設又は改造）であって、発電効率等一定の要件を満たすものについて、これに伴う投資の増加費用に対して補助を行う。

<廃棄物発電の高効率化に必要な対策の例>



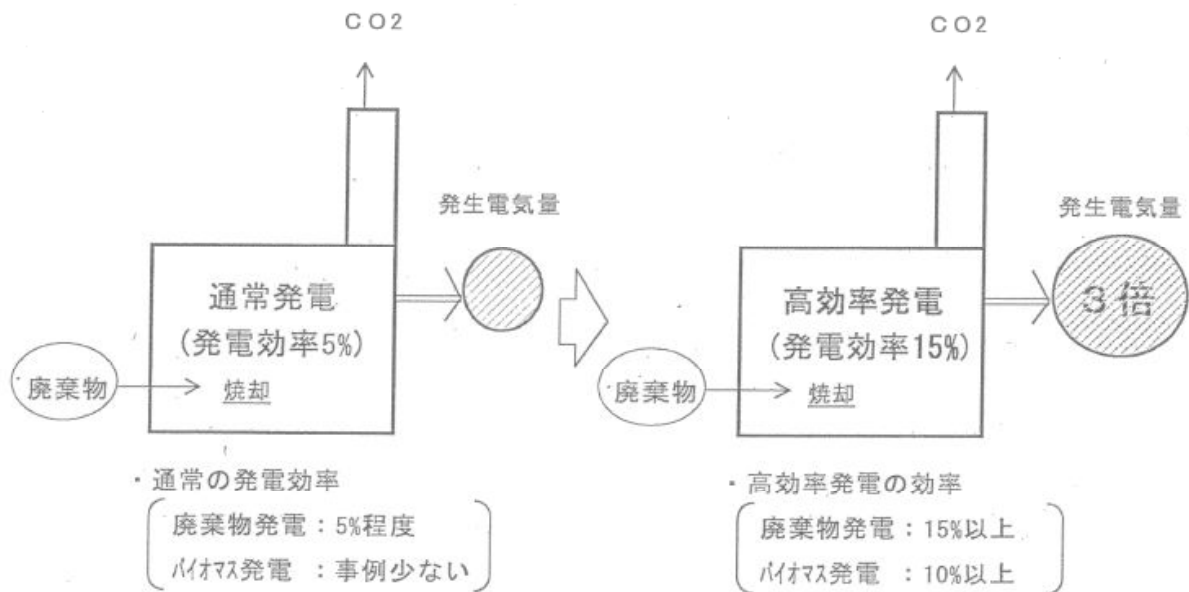
ボイラ



タービン発電機

- ・腐食防止のための材質向上
- ・焼却炉タイプの種類の改善
- ・ボイラ・タービン効率向上
- など

2. 事業効果（イメージ）



例えば、発電効率が3倍（5% 15%）になると、同じ廃棄物を焼却しての発生電気量が3倍になり、増えた電気量に見合う化石燃料由来の二酸化炭素を抑えることが可能。